

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業(令和5年度実施計画抜粋)

No	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	総事業費 (円) ※千円未満切上げ	事業 始期	事業 終期
1	価格高騰重点支援臨時給付金	①コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため、令和5年6月1日時点において住民基本台帳に登録があり、令和5年度において住民税均等割が非課税の世帯に対し、30,000円の現金を給付する。 ②低所得世帯に対する給付金及び給付事業に必要な事務費 ③給付金:80,220,000円 1世帯当たりの給付額 30,000円 令和5年度分の住民税非課税世帯 2,674世帯 2,674世帯×30,000円=80,220,000円 事務費:4,108,000円 ④令和5年度分の住民税均等割非課税世帯(2,674世帯)	84,328,000	R5.6	R5.12
2	価格高騰重点支援臨時給付金(住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金)	①コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため、No.1の対象を独自に拡充し、令和5年6月1日時点において住民基本台帳に登録があり、令和5年度において住民税均等割のみ課税世帯に対し、30,000円の現金を給付する。(事業No.1の横出し分) ②低所得世帯に対する給付金及び給付事業に必要な事務費 ③給付金:18,000,000円 1世帯当たりの給付額 30,000円 令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯:600世帯 600世帯×30,000円=18,000,000円 事務費:349,000円 ④令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯(600世帯)	18,349,000	R5.6	R5.12
3	学校給食費支援事業	①物価の上昇等により、適正な給食の維持継続が困難となることから、令和4年度から1日当たりの給食費を増額したが、コロナ禍における食料費等の物価高騰が家計にも影響を及ぼしていることから、子育て世代の経済的負担軽減を図るため、増額分の全額を助成する。また、更なる物価高騰により増額してもなお不足することから、物価高騰分の材料費を支援する。 ②保護者が負担する学校給食材料費に対する支援(教職員は除く) ③(小学校) 20円(増額分)×292,320食(4~3月分)=5,846,400円 20円(物価高騰分)×87,701食(12~3月分)=1,754,020円 (中学校) 30円(増額分)×156,960食=4,708,800円 25円(物価高騰分)×31,070食(12~3月分)=776,750円 ④町民(児童生徒の保護者)	13,086,000	R5.4	R6.3

No	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費 (円) ※千円未満切上げ	事業 始期	事業 終期
4	物価高騰に係る保育所給食費の負担軽減事業 (民間保育園等)	①コロナ禍において、食糧費や電気・ガス料金を含む物価の高騰により町内保育施設の給食運営経費が増大している。については、各施設から保護者に対する給食に係る経費の値上げを抑制し、子育て世帯及び保育施設の支援につなげるため、物価高騰による給食に係る経費の物価上昇分相当を補助する。 ②保育施設(町内6施設)の給食に係る経費のうち物価上昇分相当の助成(教職員は除く) ③補助金 2,250,000円 物価上昇10%程度を見込み、1食あたり20円を補助 算定式:20円×375人(入所児童数)×25日×12か月 ④民間保育園に通園する児童の保護者	2,250,000	R5.4	R6.3
5	物価高騰に係る保育所給食費の負担軽減事業 (公立保育所)	①コロナ禍において、食糧費や電気・ガス料金を含む物価の高騰により町公立保育所の適正な給食の維持継続が困難であることから、保護者に対する給食に係る経費の値上げを抑制し、子育て世帯の支援につなげるため、物価高騰による給食に係る経費の物価上昇分相当を助成する。 ②物価上昇分相当の給食材料費(教職員は除く) ③町立保育所(2施設):1,080,000円 物価上昇10%程度を見込み、1食あたり20円を補助 算定式:20円×180人(入所児童数)×25日×12か月 ④町民(児童の保護者)	1,080,000	R5.4	R6.3
6	物価高騰に係る幼稚園給食費の負担軽減事業 (公立幼稚園)	①コロナ禍における物価の高騰により、町公立幼稚園給食を1食あたり20円値上げしたが、子育て世帯の費用負担を抑制し、経済的な支援とするため、令和5年度における給食増額分を助成する。 ②物価上昇分の食糧費(教職員を除く) ③町立幼稚園(4園):364,080円 算定式:20円×18,204食(前年度実績に基づいた見込み数) ④町民(児童の保護者)	365,000	R5.4	R6.3
7	路線バス運行継続支援事業	①コロナ禍における地域公共交通事業者のエネルギー価格高騰に対する影響緩和により、地域に不可欠な交通手段の確保するため路線バス事業者に交付金を支給し、事業継続を支援する。 ②路線バス運行に対する支援金 ③200,000円(1系統)×23系統 ④路線バス運行事業者	4,600,000	R5.6	R5.8
8	多子世帯に対する物価高騰支援事業	①コロナ禍においてエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている多子世帯(高校生相当以下の子どもを2人以上扶養する世帯)を支援するため、地域ポイント制度「ゆうすいポイント」を1世帯当たり10,000ポイント配付する。 ②事業実施に係る委託料 ③委託料 17,321,000円 ポイント原資(1,500世帯×10,000円) 15,000,000円 事務費(カード作成・発送、加盟店支援、広報等) 2,321,000円 ④町民(多子世帯(1,500世帯))・町内事業者	17,321,000	R5.6	R6.3

No	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費 (円) ※千円未満切上げ	事業 始期	事業 終期
9	ゆうすいポイント（物価高騰支援）事業	<p>①コロナ禍においてエネルギー・食料品価格等の物価高騰を受けている町内事業者や住民生活を支援するため、地域ポイント制度「ゆうすいポイント」を活用し、ポイント加盟店の利用及び買い回りによってポイントを付与するキャンペーンに加え、期間を限定したポイント付与率20倍キャンペーンを実施する。</p> <p>②事業実施に係る委託料</p> <p>③委託料 15,000,000円 事務費（広告・店舗支援等） 2,230,000円 ポイント原資 12,770,000円（付与率20倍キャンペーン分に加え、3店舗～30店舗の買い回り店舗数に応じて500～20,000ポイントの付与及びポイント利用者に抽選でポイント付与、また、ゆうすいポイントを使用した支払いをすると使用したゆうすいポイントを20%還元する。ただし、還元されるポイントは1人あたり最大1,000ポイントとする。（なお、20倍キャンペーン以外の付与ポイントは、令和6年2月末まで利用できる期間限定ポイントとする。）</p> <p>④町民・町内事業者</p>	15,000,000	R5.6	R6.3
10	農業水利施設電力価格高騰対策支援事業	<p>①コロナ禍において、電気料金をはじめとする物価高騰により、農業者で組織する土地改良区・用水組合の負担が増大しており、町内の水田営農等の継続に支障をきたしているため、町内の土地改良区・用水組合に交付金を支給する。</p> <p>②物価高騰支援としての土地改良区・用水組合への交付金</p> <p>③交付金：500,000円（一律）×3団体</p> <p>④土地改良区・用水組合</p>	1,500,000	R5.9	R5.12
11	こども食堂物価高騰対策支援金交付事業	<p>①コロナ禍において、食料費価格等の影響を受けながらも町内で活動している「こども食堂」の負担軽減を図るため、交付金を支給する。</p> <p>②物価高騰等に対するこども食堂運営団体への交付金</p> <p>③交付金：100,000円（一律）×2団体</p> <p>④町内で活動するこども食堂運営団体</p>	200,000	R5.6	R5.8
12	町内小中学校物価高騰対策事業	<p>①コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰に伴い、町立小中学校における電気代が高騰しており、施設運営に多大な影響を与えていることから、高騰分の支援により学校施設の安定的な運営を図る。</p> <p>②町立小中学校における電気代高騰分の支援</p> <p>③（小学校）4,220,000円（中学校）2,317,000円 算定方法：（R5年度上半期の平均単価とR3・4年度の平均単価を比較した物価高騰分）×R5年度の電気使用量</p> <p>④町民</p>	6,537,000	R5.4	R6.3